

(提出ルート)
被保険者(本人) → イオン健康保険組合 任意継続担当宛て

〒261-8515 千葉市美浜区中瀬1-5-1
(☎ 043-212-6048)

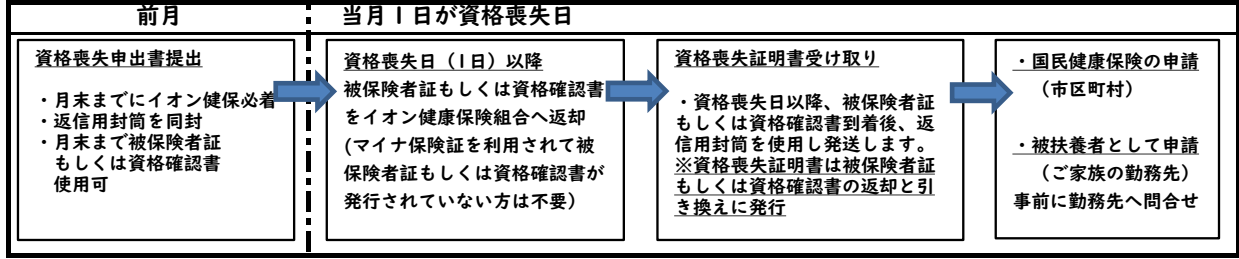
イオン健康保険組合理事長 殿

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書

<被保険者記入欄> 令和 年 月 日 下記のとおり申請します。

記号	① 番号	② 被保険者氏名 (フリガナ)		③ 生年月日
90				昭・平 年 月 日
④ 郵便番号		⑤ 住所 フリガナ () 都道府県		
⑥ 電話番号 自宅: () 携帯: ()				
⑦ 資格喪失日	令和 年 月 日	注) 資格喪失日は、申出書を受理した日 (イオン健保到着日) の翌月1日です。		
● 返信用封筒に住所氏名を記入の上、切手を貼り、同封下さい。 お急ぎの場合、返信用封筒を速達にして下さい。				
*資格喪失をしたときに還付(返金)が発生する場合、下記振込先欄をご記入下さい。				
振込先 (被保険者の口座) ゆうちょ銀行除く	銀行名	支店名	口座番号(普通)	口座名義(カタカナで記入)
	銀行・信金	本・支店		

<< お手続きの流れ >>



<< 注意事項 >>

- ・期間満了前に資格喪失を希望する(国保へ加入、家族の扶養に入る)場合はこの申請書を使用します。
- ・申出書受理後は、原則として取り消しはできません。
- ・資格喪失日は、申出書を受理した日(イオン健保到着日)の翌月1日です。
- ・資格喪失希望月の前月までにイオン健保に到着するよう資格喪失申出書を提出して下さい。
例: 4月1日喪失希望(4月1日より国保加入)の場合は3月中に資格喪失申出書を提出(イオン健保必着)
- ・任意継続の被保険者証もしくは資格確認書の使用は資格喪失日前月末日まで、資格喪失日以降は使用不可。
- ・資格喪失以降、速やかに被保険者証もしくは資格確認書を返却いただかないと、新しい健康保険組合への切り替えが出来ません。医療機関等を利用する場合は、次の保険を手続き中と伝え、窓口にご相談下さい。
- ・資格喪失証明書は、資格喪失日以降、被保険者証もしくは資格確認書の返却と引き換えに発行します。
※マイナ保険証を利用して被保険者証もしくは資格確認書が発行されていない方は、資格喪失日以降、速やかに発行します。

2024.12

< 健保処理欄 >

常務理事	事務長	課長	係

証明書の交付	還付
不要・要(/)	無・有(/)
証回収区分	
1.添付	令和 年 月 日 枚
2.不能	令和 年 月 日 枚
3.滅失	令和 年 月 日 枚

